

平成 26 年 11 月 30 日

環境大臣 望月義夫 殿  
農林水産大臣 西川公也 殿  
各都道府県知事 殿

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に寄せる期待と展望

野生動物関連 4 学会  
日本哺乳類学会  
日本霊長類学会  
日本野生動物医学会  
「野生生物と社会」学会

#### 共同声明

来年度から施行となる「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下、改正鳥獣法とします)」は、これまでの「保護」に重点を置く方針から、管理型捕獲までをも網羅する「包括的な鳥獣保護管理」へと軸足を移す新方針への転換の現れと認識されます。そのため、「改正鳥獣法に関わる関連 4 学会(日本哺乳類学会、日本霊長類学会、日本野生動物医学会、「野生生物と社会」学会)の合同企画シンポジウム(犬山市にて、2014 年 11 月 3 日開催)の企画に関わった 4 学会は、この新方針を高く評価するとともに、法改正に尽力された関係各位の皆様に深く敬意を表します。

さて、今回のシンポジウムでは、改正鳥獣法の適切かつ効果的な運用をサポートしたいとの強い思いから、各講演ならびに総合討論の内容を踏まえ、関係諸機関(環境省、農林水産省、都道府県等の鳥獣関連部署等)に宛て、下記を声明文として取りまとめました。各機関におかれましては、同法の運用の際の参考としてご活用頂ければ幸甚に存じます。

なお、別途ではありますが、日本哺乳類学会と「野生生物と社会」学会からは連名の見解書([http://www.mammalogy.jp/japanese/documents/Hogokanri\\_20141009.pdf](http://www.mammalogy.jp/japanese/documents/Hogokanri_20141009.pdf)、<http://www.wildlife-humansociety.org/special/daijinyoubousyo20141008.pdf>)が、日本霊長類学会からは意見書([http://primate-society.com/pdf/2014\\_9.pdf](http://primate-society.com/pdf/2014_9.pdf))が公表されております。これらにつきましても、併せてご参照頂ければ幸いです。

#### 記

- 1) 現行の特定鳥獣保護管理計画においては、捕獲効果の検証などのモニタリングに基づく順応的管理が必ずしも十分ではありませんでした。この点を踏まえ、実効的な順応的管理を実現するためには、以下の(ア)～(オ)の徹底が不可欠と考えます。なお、「事業評価を行う専門家と行政機関との連携不足」が課題と

されてはおりますが、4学会としましては、専門家の紹介や個人認証制度の整備支援などを含め、国や都道府県、市町村行政等に対し協力を続けていく所存でおります。

- (ア) 計画に基づく捕獲事業の効果をモニタリングし、地域や鳥獣種に適した捕獲の手法・体制の順応的改善を定期的かつ十分に行うこと。
- (イ) とくに、今回の改正に伴う指定管理鳥獣捕獲等事業においては、捕獲個体放置の影響評価や夜間銃猟などの捕獲効果の事前・事後評価を行うこと。
- (ウ) 評価のための捕獲事業の事前・事後調査と分析については、第三者である保護管理の専門家にも関与させ、科学性と客観性を担保すること。
- (エ) 都道府県等に、専門的な知識及び技術を有する人材（新たな保護管理の専門行政職）を不足なく配置し、実施計画の作成、指定事業の実施及び事業モニタリングを適正に実行していくこと。
- (オ) 都道府県等において、実効的モニタリングが阻害されているのは、予算不足に起因する 경우가少なくないことを踏まえ、国による取り組みを促進する方策として、技術的な支援に加え、予算的な支援体制を整備すること。

- 2) 認定捕獲等事業者については、当面、各地での実質的な「活動開始」が急務です。しかし将来的には、単なる捕獲従事者としてではなく、上記の順応的管理を担う「高品質な業務を提供」し得るように機能させなければなりません。そのため、「十分な教育とトレーニングを受け、高度な専門性と技能とを兼ね備える新規事業者」の参入を促進する必要があると考えます。また、少人数であっても高度な捕獲技術を持つ従事者を有する事業者であれば参入できるようにすべきで、「10人以上」などの多人数規定は設定すべきでないと考えます。
- 3) ニホンザルについては群れ単位で保護管理を進めることが必要です。しかし、現状では加害群の分布やその被害状況の把握が不十分です。各都道府県でモニタリングが進み、地域の実状に応じて捕獲だけでなく被害軽減効果を高める個体群管理手法が適用されることを願います。地域によっては絶滅が危惧される個体群も存在するため、保全すべき地域個体群の単位や基準を明確化して計画が策定されることを期待します。また、これらに必要な研究事業を含む支援を望みます。
- 4) 「居住集合地域等における麻酔銃猟の許可の申請等」に関しては、改正鳥獣法における「鳥獣管理の現場における麻酔銃の位置づけの整理」ならびに「麻酔銃猟に関わる危険性の周知とリスク管理の徹底」が不可欠と考えます。麻酔銃は産業銃として許可されるため、銃の基本的な取扱いを修得していない者であっても所持が可能となるためです。
- 5) 大型獣の不動化には、塩酸ケタミンなどの麻薬指定されている麻酔薬が利用されることが少なくありません。麻酔混合薬として用いられる塩酸メデトミジンは、獣医師による要指示薬でもあります。購入や管理において厳密性が求められる薬剤が使用されることを想定し、これらの薬剤に関する許可や適切な薬理学的知識を持たない者に対しては、安易に麻酔銃猟が許可されないような留意が不可欠と考えます。

- 6) 指定管理鳥獣捕獲等事業においては、捕獲した鳥獣の放置が認められる場合の条件の一つとして非鉛製銃弾の使用が挙げられていますが、この厳守について発注者側の厳格な事業管理が必要です。また、捕獲鳥獣の放置をしない事業においても、手負いで逃走等の可能性もあるため、周辺に希少猛禽類の生息が認められる場合などでは、鉛中毒発生防止の観点から、非鉛製銃弾の使用を推奨することが望ましいと考えます。一方、事業対象地域に人家がある場合などでは、安全性に鑑み、非鉛製銃弾よりも貫通力の弱い鉛弾の使用が適切な場合もあります。捕獲鳥獣を放置しない事業においても、銃弾の選択やその使用にあたっては適切な指導が不可欠であることを申し添えます。

連絡責任者：

鈴木 正嗣

〒501-1193 岐阜市柳戸1番1

岐阜大学応用生物科学部獣医学講座 教授

野生動物医学研究室

E-mail : [mszk@gifu-u.ac.jp](mailto:mszk@gifu-u.ac.jp)

電話&ファックス : 058-293-2958